

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ ○ 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例 ..... 社会教育・文化財保護課 1頁

### お 知 ら せ

令和3年6月30日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十九号

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例

三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和六十年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者選定委員会)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の特例)</p> <p>第六条の三 教育委員会は、民間資金等の活用による公 共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法 律第一百七号。以下「民間資金法」という。）第八条 第一項の規定により選定した民間事業者を指定管理者 として指定しようとするときは、前三条の規定にかか わらず、第六条第一項各号に掲げる基準を満たすと認 めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定 することができる。</p> <p>(特定事業実施事業者選定委員会)</p> <p>第六条の四 教育委員会は、民間資金法の規定に基づき 実施する事業の事業者（以下この条において「特定事 業実施事業者」という。）の選定に関する事項の審査 を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、特 定事業実施事業者選定委員会（以下この条において 「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項 について調査審議する。</p> <p>一 審査基準及び配点表の作成に関する事項</p> <p>二 特定事業実施事業者の選定を受けようとするもの から提出される事業提案書等の審査に関する事項</p>	<p>(選定委員会)</p> <p>第六条の二 (略)</p>

三 その他特定事業実施事業者の選定を行うに当たつて必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、青少年センターの整備又は管理に関し優れた識見を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から事業契約（民間資金法第五条第二項第五号に規定する事業契約をいう。）を締結する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(附属機関への諮問の特例)

第六条の五 教育委員会は、青少年センターと他の公の施設の設置目的又は事業内容が密接に関連するため、一の事業者がそれらの整備又は管理を一体的に行わせようとする場合において、事業者の選定に関する事項の審査を適正に行うために諮問する附属機関が二以上であるときは、当該附属機関のうち諮問すべき一の附属機関を決定し、当該決定した附属機関に諮問することができる。

(指定等の告示)

第七条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 第六条第二項又は第六条の三の規定により指定管理者を指定したとき。

二 (略)

2 (略)

(指定等の告示)

第七条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。